

会×長×鼎×談

# 裁判官・研究者の視点から見た 弁護士・弁護士会への期待

今回の特集は、毎年新年恒例で会長ゆかりの方々をお招きして行う会長鼎談です。今年は日下部真治当会会長が、加藤新太郎・元東京高裁部統括判事、山本和彦・一橋大学大学院法学研究科教授のお二方と、「裁判官・研究者の視点から見た弁護士・弁護士会」をテーマに語りました。法曹界のトップで活躍し続けるお二方の視点は、非常に斬新かつ有益なものとなっています。また、これから弁護士に必要とされるスキルやマインドについても語っていました。新人はもちろんのこと、あらゆる弁護士にとって必見の内容です。



## 1 自己紹介と出会いのきっかけ

**日下部**：私は現在当会の会長を務めています日下部真治です。修習期は47期で、弁護士登録をしてからちょうど30年目になります。

会長を務めるようになり、弁護士の業務だけではなく、弁護士会の役割を意識することが増えました。日弁連の副会長も兼務していて、日弁連が行う様々な活動に関わることが増えたものですから、弁護士や弁護士会が行っている活動がどういう意味を持っているのか、また外部の目から見て弁護士や弁護士会がどう映っているんだろうかということを気にする度合いが強まったように思っています。

そこで、本日は、そういった外部の目から見たときの弁護士や弁護士会の活動に対する視点をお持ちでいらっしゃる、2人のゲストの先生をお呼びすることにいたしました。

1人は、元裁判官として著名な加藤新太郎先生です。加藤先生は今は弁護士登録をしていらっしゃいますけれども、裁判官のときにも、また現在も、その視点で様々な意見発信をしてくださっている先生です。

もう一方は山本和彦先生です。山本先生は一橋大学大学院法学研究科の教授でいらっしゃいます。民事訴訟法がご専門ですので、弁護士の業務との接点がとても多いところかと思います。そのため、弁護士が行っている訴訟活動、あるいは民事訴訟分野における立法提言などについてのご見識も持ついらっしゃるんだろうと期待をしているところです。

**加藤**：ご紹介いただきました加藤です。40年裁判官をやった後、依頼退官をして、弁護士登録をして10年目になります。6年間は、中央大学法科大学院で専任教授を兼ねてきました。現在も都立大と日大で前期、後期、週1コマずつ非常勤講師をしています。経歴で特色あるのは、40年裁判所勤務があるうち、司法研修所勤務がなんと14年である点です。

日下部先生とは、仲間内で研究会をしていて、

### 日下部 真治

当会会長



1995年弁護士登録(47期)。最高裁判所司法研修所教官(民事弁護)、司法試験及び司法試験予備試験考査委員(民事訴訟法担当)、法制審議会民事訴訟法(IT化関係)部会委員、日本弁護士連合会「民事裁判手続に関する委員会」委員長等を務めた。

### 加藤 新太郎

弁護士(第一東京弁護士会)



東京高裁部総括判事、中央大学法科大学院教授を経て、2015年7月から現職(27期)。渋谷区行政不服審査会会長、(公財)交通事故紛争処理センター理事。

### 山本 和彦

一橋大学大学院法学研究科教授



1984年に東京大学法学部卒業後、東京大学法学部助手、東北大学法学部助教授、一橋大学法学部助教授等を経て、2002年より現職。その他、日本民事訴訟法学会理事、日本仲裁ADR法学会理事長、日仏法学会理事、日本私法学会会員、金融法学会会員、日本国際紛争解決センター(JIDRC)理事等も務めている。

そこで議論をしたのが最初の出会いです。その研究会では成果を『判例タイムズ』に連載したり、それを単行本にするなどの活動をしていました。その後も、日本法律家協会の民事法判例研究会などで一緒にしています。

また、『民事尋問技術』(ぎょうせい、[第4版]2016年)の改訂時に日下部先生に執筆に加わってもらったり、菊井=村松原著の民訴法コンメンタール(日本評論社)の共著者になってもらいました。このコンメンタールは当初から山本先生も一緒にしています。

山本先生とは、私が釧路から司法研修所の教官に異動した後、東京大学の民事訴訟研究会に参加するようになったのがきっかけです。上海に2人して出掛け、復旦大学で、上海の裁判官、研究者と、日本の要件事実論、争点整理の実情と手法について、理論と実務の双方から報告し、ディスカッションをしたこともありました。本もご一緒に複数冊、

出版しています。ですから、山本先生との関係も勉強仲間です。こう話すと、私は勉強ばかりしているなという感じがするわけですが、実話なので御勘弁ください（笑）。

**山本**：私は今もお話をありましたように、研究者でありまして、大学の教員になってから40年ぐらいになります。専門分野は、民事訴訟法ですが、日本の場合は民事訴訟法学者が他の民事手続周りを全部やるということになっていますので、民事保全、民事執行、倒産、あるいは家事事件手続とか、全て教えたり研究したりすることがあります。

私は一応去年弁護士登録をしました。しかし、法廷に立ったこともなければ、依頼者に会ったこともないという幽霊弁護士なわけです。

法曹養成という観点では、一橋大学の法科大学院で創設以来、ずっと教えています。そのほか、中央教育審議会という文科省の審議会で、法科大学院の特別委員会に所属して、委員長をやったりしていました。

それから法務省の法制審議会の委員、幹事を30年弱ぐらいやっておりまして、法制度の創設等に当たっていろいろ関わってきました。そういう意味では、弁護士の皆様方の活動ということも目の前にしてきましたし、非常に興味を持ってきました。

日下部先生とは裁判IT化に関して2017年の内閣官房の検討会で直接お会いしたのが最初ですね。このIT化の問題は当初商事法務に設けられた研究会で議論がされ、さらに法制審議会の部会ができたのですが、5年以上議論を共にして参りました。最近では、日下部先生が日弁連で仲裁ADR関係担当の副会長をやっておられるそうで、私自身ADRも研究分野の1つですし、今、日本商事仲裁協会（JCAA）というところの執行理事として運営側の仕事もやっておりますので、その関係でもいろいろとお世話になっています。

加藤先生とは、加藤先生が『NBL』に判例評釈、判例の解説を書かれていて、その連載が100回になる記念での鼎談に、私も出させていただいて、「加藤先生、400回、500回続けてください」ということをつい先日申し上げたところです。最近

は、加藤先生のエッセー集『四日目の裁判官』を拝読しています。裁判所の裏話的なものも含めて、大変勉強になります。ぜひこれは弁護士さん、読者の方にはご一読をおおすすめしたいです。

## 2 弁護士・弁護士会の活動

**日下部**：では、まず「弁護士・弁護士会の活動」というタイトルで、議論の中身に入っていこうと思います。弁護士は、自営業者として、依頼者から報酬を得て、それを生活の糧としているという側面がますますあります。これは非常に私的な性格を持っているんだろうと思います。他方で、ある程度公的な意味合いも持っている資格で、無報酬、あるいは低廉な報酬であっても、公益的な活動をすることも期待されているのが特徴です。このような場合によっては背反する性質を、人によっては非常に偏りのある形で実現していたり、両方バランスを取りながら行動したりしているかと思います。

一方、弁護士会というのは自治団体ですから、弁護士に対する指導や監督をしますし、所属している弁護士が不祥事を起こせば懲戒処分もするという立場に立っています。他方で、弁護士会は、





弁護士が構成員ですから、その弁護士の利益を代表して活動するという側面も持っております、複数の役割や機能を持っているという特徴があろうかと思います。

こう見ると、弁護士や弁護士会は、ある意味矛盾しているような性質を持っているという見方もあり得るかなと思うんです。こういうところについて、裁判官として、あるいは研究者として活動されている視点でご覧になって、ご意見、ご感想をいただけるとありがたいなと思います。

**加藤：**私は、『弁護士役割論』（弘文堂、[新版]2000年）を執筆したのですが、これは弁護士の役割の解明を目指すものです。これをテーマにしようと思ったのは、紛争解決システムの中で、弁護士の果たす役割が司法のクオリティーを決定する上で一番大きいと考えたからです。弁護士が主張反論・攻撃防御をきちんとし、適切なエビデンスを出し、反証を出して、その上で議論して、初めて裁判所は質の高い良い審理・判断ができる。

歴史的に見るとローマ法の時代から弁護士は、プロフェッショナルであるとされてきました。代表的なものが医師と宗教家と弁護士です。普通の職業と違う点は、人々が困難な場面に遭遇したときに手助けをする役目を果たす点です。

弁護士法1条にも規定されていますように、私的な利害に関し、党派的な活動をして、ある個人の権利実現をすることが、ひいてはルール形成につながり、世間一般社会にとっても有益だということ仕事をする職だということですね。

それは社会から見ると、例えば法的トラブルの状況の下で弁護士が関与すれば、うまく、適正にやってくれる。適正にやるとは、権力・財力の有無、好き嫌いなどで左右されないような形で決着をつけてくれるし、やり方もひどいものにはしないということです。それが公益的なものの正体だと言ってもいいように思います。

総体として、弁護士会がどんな動きをすべきかといえば、対外的に法の支配にコミットメントするという職業ですから、その支配の源泉である法についても、社会、経済状況の実情に合うような形で常に見直して改善意見を出していくことが、

大きな役割だと思います。

**日下部：**弁護士の業務というのは、依頼者に対して私的なサービスを提供して、それがひいては公益目的にもかなうんだということをおっしゃったと思うんですけども、他方で、いくつかの弁護士会では、会員である弁護士に公益活動を義務として課しているんですね。それは、通常の業務をしているだけでは、必ずしも公益活動としては十分ではないという発想が前提にあるのかなと思うんです。

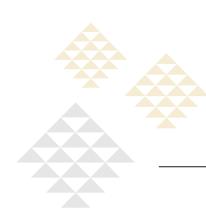
そうすると、理屈の上では、普通の依頼者のための仕事をしていれば、ひいては公益に資するかもしれないけれども、それとは別に公益活動をするとか、あるいは個別の依頼者の仕事とはかけ離れて、例えば憲法や環境に関わる活動をするとか、何らかの利益のために活動している人もいます。公益活動の義務化との関係でいうと、なかなか整理が難しい面もあるかなと思うんですけど、どのようにお考えですか。

**加藤：**原初的な形態からいうと、弁護士になる人は力がある人なのです。だから個別的なこともお願いするけれども、全体的な公共的役務もやってくれますよねという考えに結び付きやすい。今では行政の仕事になっているようなものや、昔は、紛争になる前のルール形成等も、弁護士が無償で関与することがあったのではないでしょうか（デボラ・ローディ（石田京子訳）『プロボノ活動の原則と実務』（成文堂、2018年）4頁参照。異説もあり）。医師も聖職者も、やはりその社会では力ある人たちであり、だから皆が頼るという存在だったという構造と類似していたと思うんですね。

**日下部：**何か最近はだいぶ力が失われつつあるという（笑）。

**加藤：**今は義務付けなければやらない手合いが増えたということなのかもしれません、事柄は単純ではありません。

**山本：**私は、あまり医師の世界のことは知りませんけれども、弁護士ほど公益性というようなことがいわれるこことはないように思います。もちろん医師の仕事で、患者を助けること、命を助けてい



くことが公益につながっていくということはあると思いますが、それは純粋に医師の仕事ですよね。それを超えての公益性みたいなことは、私が知る限りではあまり論じられないような気がします。

これと比べて、弁護士は個々の実際の弁護士としての業務を超えて、公益性みたいなものがずっといわれ続けてきたというところが、すごく興味深いなと思います。

**日下部**：弁護士は、国にお金を出してもらって、司法研修所での研鑽を経てなる資格で、それはやはり公的な特別な価値がある仕事だからだという前提があったからなのかなとは思うんですね。だから、自分が弁護士になったときには、それを公的に返さなければいけないものだという感覚を自然に持ったように思うんです。いわゆる谷間世代といわれている、国からお金が出なかった世代の人たちの存在というのも、関わり合いが出てくるところかもしれないですね。いや、非常に興味深いですね。

**山本**：私は「赤ひげ性」と呼んでいるんですけど、端的に言えば金が潤沢にあるところからは報酬を取って、他方で十分な経済力がない人に対しては、安い報酬、あるいは無報酬でその人たちを助けるような仕事をやるという面がありますよね。医者の方は医療保険制度が国家制度として完備されたので、誰でも保険で医療を受けられる。

それに対して弁護士は、法律扶助という制度はもちろんあって、私も制度を作るとき、かなり関与していろいろ考えました。法律扶助は公益的なものなんだから低い報酬でやるべきという意見もあったのですが、私はそれはおかしいんじゃないかと考えていて。それは建設会社が橋や道路を造るのと同じことで、目的は公益的なものでも、企業は報酬をきちんと取っているわけですね。フランスでも法律扶助制度がありますが、一種の公共料金的発想で、適正な価格の報酬を考えるべきだという発想で、私はそちらの方が正しいんじゃないかと思っています。

**加藤**：全く同感です。富める人の案件の報酬で超過利潤をストックしておいて、それを再配分するというのは、国家の税徴収・支出と同じことを、

その職層レベルでやっているということですね。特定の職にある者の犠牲において公益を実現することを当然視するのは、程度問題です。国は予算を出し済ってはいけない。福祉サービスとしての法テラスと位置づけて、司法予算ではなくて福祉予算として考えるべきではないかと思います。

イギリスでは、サッチャー政権以前は、リーガルエイドに対して司法予算を超えるぐらいの額を出した。あの思想は正しいものを含んでいたように思います。

**編集部**：弁護士の仕事が二極化しているというものもあるかもしれません。大企業を相手にできる人々は、お金に困っている人の仕事をしない傾向にある。じゃあ、誰が法テラスの扶助の業務をやっているかといったら、大企業とかの顧問を持ってない人たち。いわゆる超過利潤というのが生まれない人たちがやっているので、すごい不満が蓄積する。

**山本**：弁護士会の活動も、二極化という意味で、非常に難しくなっているんだと思うんです。大企業だけを相手にして、法廷での訴訟活動を全く行わない弁護士と、法律扶助とか国選弁護というような仕事を中心にやっている人たちの間に共通の利益というのが見出せるのか。昔に比べればやはり、弁護士層の共通性というものが大きく崩れている。組織内弁護士も増えている中で弁護士会の役割というのは、すごく難しい時代になってきているんだろうなと思います。

**日下部**：弁護士会の中でも分断とかといわれることはあって、弁護士会の業務に関わっている人と、全然関わっていない人がいて。

その中で弁護士会が何をやっていくのか、誰のために何をやるのかというのが複雑になってしまっているというのはあるでしょうね。

「弁護士とは」というような命題を立てたときに、戦後ぐらいの時期の弁護士のアイデンティティーというのは、公に対して戦うことにこそ核心があった。だからともかく国とか自治体とは戦う。これが弁護士道であるという見方でした。

時代は変わってきて、弁護士はちょっと特別な



身分なり職業であって、それ故に、お金にならないようなことであったとしても、公益性があるんだったらやることが当然という見方の世代が出てくる。多分、私の世代はその時代だと思うんですね。

今は、もちろんグラデーションはあると思うのですが、弁護士の資格というのは、お金を稼ぐための1つのツールであって、それに尽きるという見方もだいぶ強まっているかなと思うんです。ただ、これは多分もっと若い世代の方とお話ししたら、全然違う価値観を見てくれるのかもしれません。

**加藤：**確かにね。私と同世代の司法修習期などの弁護士は、もっと楽に稼げたと思います。それは希少性があった上に、弁護士に頼まなければできない事がいくらでもあったからです。司法試験の年間合格者500人時代だったある時期まではそれが常態だったと思います。

### 3 法曹養成の観点から見た、弁護士会の研修への期待

**日下部：**では次のテーマ「研修」です。弁護士会の研修は、非常に多岐にわたっています。例えば新人研修や倫理研修があります。

そのほかに国選弁護などの業務を行う際に名簿登載要件として、所定の研修を受けていることが求められるということもあります。

それから、業務に役立つ実務的な研修も山程あります。かなり専門性の高いものから、基礎的なものまで多数行われています。

また、継続的に研修を受けるという義務を会員に課している弁護士会もあります。少なくとも当会の場合には、1年間に6単位を履修することが義務になっています。

こうした研修は、弁護士としての資格を習得した後に、実務家として必要なことを引き続き研鑽し続けているという性質があると思いますので、広いスケールで見た法曹養成のプロセスというの

は、法曹になった後も続いているともいえるのかなと思っています。今日ご一緒している両先生方は、法曹教育の過程にいらっしゃる先生ですので、いろいろなご意見をお持ちなんじゃないかと思います。

**山本：**私は最近弁護士登録をしたので、新人研修としていくつかのものを受けましたけれども、大変興味深い、充実した内容でした。私は倒産法が専門なものですから、倒産部会に所属して、年何回かの研究会にも出ていますけれども、やっぱり非常にレベルが高いという印象を持ちました。

裁判官は、司法研修所のいわゆる1部が研修を担っていますし、検察官は法務総合研究所という組織に研修を行う部署が存在して、そこで非常に組織的なカリキュラムを立てて、研修を行っています。弁護士の場合は、弁護士会がそれを担っているので、そういったところに匹敵するような役割というのが期待されている。

裁判官とか検察官は組織の中でのある意味でコントロールといいますか、チェック機能が常にあります。けれども、弁護士はそういうものがない中で、一度資格を取得したら、自ら退会等しない限りは、資格を保持することができます。そのようなことからすれば、やっぱり弁護士会の責任としても、研修というものが必要だし、それは国民の立場からすれば、弁護士のクオリティー



を保っていくということも、弁護士会の仕事という見方を当然されると思いますので、研修義務化は、私はある種、必然的な方向性なのかなと思っています。

私は、かつて日弁連法務研究財団というところで、弁護士のオンライン研修をどうやっていくかという研究会に入っていたんですけども、やっぱり弁護士会によってかなり温度差があるのは間違いないなという印象は受けました。

そういう意味では、弁護士会同士の連携みたいなものも必要なのかなと思っていて。他会に所属している弁護士も二弁の研修に参加できるとか、あるいはオンデマンドの教材を日本全国の弁護士の底上げのために役立てていくことがあってもいいのかなと。

**日下部**：二弁の会長としてはやっぱり何か、どうしても二弁会員を優先でとか二弁会員にのみ公開で思ってしまうことがあるんですけど、少し考えの視野を広げる良い機会になりました。加藤先生はいかがですか。

**加藤**：司法試験、司法修習の関係で考えると、今の合格者は昔と比べて圧倒的に短い勉強時間で合格できるようになっています。法律の勉強というのは一定の時間が必ずかかります。それを上手にこなしてきた人たちは、いつの時代も合格者の上位層でしょう。今は、3年で大学を終了して法科

大学院に入れて、早ければ法科大学院2年目の夏に司法試験を受けられますよね。そうすると合計すると4年半の期間ですよ。

司法試験の年間合格者500人時代は、3万人が受けて、平均合格年齢が28歳。昔の研修所は、入所時年齢はばらばらだったんですけど、司法試験合格まで苦節10年といった人たちが劣後するかといえば、そうしたことは全然なくて、基本書を読み込んだ時間の長い人ほど基礎がしっかりしているということもありました。

そうしたことを考えると、やはり弁護士会として意識的に資格取得後の研修体系をより強化するという方向で考えるのが、るべき方向ではないかと思います。

例えば法改正時の研修は、皆一生懸命になって受講しますし、判例の動向分析とか、学説での議論状況との関係などの最新情報を掴むことが、実務のクオリティーを高めていくためにも必要ではないかと思います。

それからもう1つ、山本先生が言わされた全国の弁護士が研修を同様に受けられるべきというのは、コモンの思想です。法情報におけるコモン。これが大事だと思います。

**日下部**：これは東京特有の問題ではあるんですが、会員に対する要求が強い弁護士会というのは嫌われてしまって、他の弁護士会に人が流れる原因になるんですよね。だから、研修について義務付けをすると、負担が重いという不平が出てくる。すると競争原理で、どんどん義務を軽くしていこうと、悪い方向で作用している面もあるのかなという感じもしているところです。

**編集部**：先程法情報のコモンというお話がありました。講師を担当している弁護士は、自分のノウハウを惜しげもなく開示してくれるのですが、これ、すごくありがたい話だと思うんです。検察官や裁判官は、研修をやることが組織を強くするということに結び付くんですけれども、弁護士が他の弁護士に自分のノウハウを教えるというのは、商売敵に武器を与えるようなものですよね。それをやってくれる講師がいるというのは、大変ありがたいことですから、有意義ですよね。





## 4 アカデミズムと実務の架け橋における弁護士・弁護士会への期待

**日下部:** 続いてのテーマは、「アカデミズム」です。弁護士の活動というのは実務に重点があるわけですが、アカデミズムにも少し足が掛かっているというのが実態だらうと思います。

ある程度の質を持つ論考を発表する弁護士も少なからずいますし、逆に、主軸は研究者であるけれども、弁護士登録もしている方もいる。まさに山本先生がそういう層もあると思います。

弁護士会の活動に目を向けてみると、よくシンポジウムを主催することができます。裁判官の方や、研究者の方を招聘して、パネルディスカッションをしたり、ご講演をいただいたりすることはとても多いです。

また、弁護士会の中には法律の研究会が複数あります。日弁連における様々な委員会の中には、特殊、特別な法領域を専門的に扱っている委員会もあります。法律研究会という名前が付いていなくとも、それに近い実態を持っていることも多いと思います。

このように、弁護士や弁護士会の活動はアカデミズムと実務の間に位置している性質を持っていると思いますし、法曹養成の過程においては、弁護士が実務家教員としてロースクールで教えていくところにも表れているのかなと思います。

他方、そうは言いながらも研究者としての実質をどれだけ持っているのかというと、これは全く別論でありまして、ロースクールで教員をしていくからといって研究者としてどうかは全く保証されているわけではなく、むしろ研究者としては不十分であるということもよく耳にする話でもあろうかと思います。

このような弁護士の性質を外部の目からご覧になって、どんなふうに映っていらっしゃるのか。良い面、悪い面、コメントいただけるとありがたいなと思うんですが、これは山本先生から、ぜひ。

**山本:** そもそもアカデミズムとは何かというのが私には非常に興味深いというか、分からぬところ

があるんですね。私は法学、特に実定法学というのは学問として、かなり変わった学問なのかなと思っています。

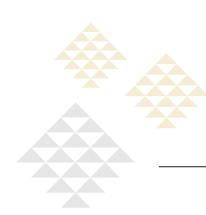
先程も話題に出てきました医学と類似していると思うんですが、医学においては基本的には医学研究者は同時に実務家なんですね。大学病院で診療に当たっている人が研究者をやっている。基礎分野は違いますが、いわゆる臨床分野においてはそういうことになっているわけなので。逆に言えば法律学においては、実定法学であるにもかかわらず研究者と実務家とに分かれているということの方が、おかしいという見方もできると思います。

実際に、優れた実務家が優れた研究者を兼ねているというケースもこれまで多々あったわけですね。まさにここに今おられる2人の方が代表的ではないかと思いますけれども、そういう例はいっぱいあったと。だからもともと垣根というものがなくて。

昔は、研究者と名乗っていたのは、外国法をやっていた人なわけです。ドイツ法やフランス法をやっています、だから研究者ですと謳うような時代があった。これはやはり日本の法律学が輸入法学であったということを象徴していると思います。

ただ、徐々にそういう外国の情報が、別に学者みたいな人に頼らなくてもどんどん入ってくる時代になってきて、今や生成AIの自動翻訳機能を使えば、どこまで確かかという問題はもちろんあるんですが、それなりに把握できる時代になった。そうすると、もうそういう意味での研究者というのはあまり意味がなくなってきた。

私は今、何が研究者か、何がアカデミズムかと問われれば、基本的には法律的な事象に対するその人の取り組み姿勢の問題だと思います。つまり、やっぱり研究者である以上は物事の表面だけを見るのではなく、基本的なところにさかのぼって思索するとか、みんなが当たり前と思っていたことも当たり前じゃないんじゃないかということを疑って、根本的なところを考える姿勢とか。そういう視点は別に実務家だって、弁護士の方々でも



持ちうるわけです。

逆に、大学で教えていて研究者と名乗っているかもしれないけど、私が見ると全然研究者じゃないよなと。相変わらず外国のものを日本語に翻訳しているだけとか、物事の表層だけをただ単に叙述しているだけみたいな人もいっぱいいるわけです。そういう意味で私は、そもそも「アカデミズムと実務の架け橋」という問題設定がなかなか難しいかなと思っています。

倒産法などにおいては、本当に実務家のレベルというのはものすごく高いことは明らかで、おそらく知財とか他の分野も同じなんじゃないかと思います。弁護士と研究者の間での共同研究は我々にとっても非常に重要になってきています。

**日下部**：専門分野に特化して、それでご飯を食べていくというのはなかなか大変なところもあります。ただ大手事務所だと専門化が顕著で、よくそこまで議論しているなという高いレベルの議論をしているのは確かだと思うんですよね。例えば仮想通貨のような法律問題を扱っている先生方の議論は、おそらく研究者の方の議論のレベルとそう変わらないところにいるんだろうなと。

ただ、これはあまり弁護士一般に見られる事象ということでは多分なくて、都市部におけるある程度の規模の法律事務所で、ものすごく専門性を持っていても食べていける環境があるところで初めて生じる事象ではないでしょうか。

**加藤**：ブティック型の事務所や弁護士が5人とか10人でやっておられる事務所で、倒産、事業再生などを専門にしているところもありますよね。これは結構地方にもそういう事務所がありますが、そこでは非常に高いレベルの議論がされているように思います。それはやはり倒産とか知財とかある程度食べていける分野だからそういうことが起きるのかなと思いますね。

**日下部**：逆に食べていけない分野では、弁護士の専門性もあまり磨かれることはなくてということなのかも。

**加藤**：消費者法分野はどうですか。

**日下部**：消費者法の分野は日弁連のスケールで言いますと大変大きな分野です。日弁連の消費者問

題対策委員会というのは、1つの委員会で他の委員会5つ分ぐらいに相当するものすごい大所帯。中に10個ぐらいの部会があって、それぞれの部会が1つの委員会に当たるぐらいの活力と問題意識を持ってやっていて、日弁連の意見書の素案とかを多数出していて、まさに専門家の集団ですね。

**加藤**：少し切り口は変わりますが、裁判官研修に刑事弁護で著名な神山啓史先生を講演に呼んだことがあります。終わった後の裁判官アンケートによると、裁判所を批判していても、ロジックはちゃんとしていて、エビデンスも、論拠もあるし、全体の構成としても素晴らしいと大好評でした。このように、研究者と実務家はもちろん、法曹三者が共同して研究していくということはもっとあってもいいですね。

## 5 法制度又は運用の改善に向けた 弁護士・弁護士会への期待

**日下部**：弁護士法第1条第2項では、「弁護士は、前項の使命（=基本的人権の擁護と社会正義の実現）に基き」、「法律制度の改善に努力しなければならない」とされています。それ故、弁護士は、一般性のある意味で法制度の改善に向けた努力や活動をしています。

具体的には、まず制度の改善ということで、とりわけ日弁連が主催して研究者の方を招聘し、法改正を念頭に置いて行う勉強会があります。

そして、そういった勉強会を踏まえた上で、立法提言とか法制度を変えることを求める意見書を数多く出しています。この量は一般の方が考えられているよりもはるかに多く、特に日弁連のウェブサイトを見るとものすごい数が出てきます。

こうした立法提言や意見書を出してもすぐに法律になるというわけではないですけれども、その後の過程においては法曹三者の一角として法務省や最高裁との協議会を行ったり、法制審議会の部会の委員として弁護士を推薦して、そのバックアップを日弁連が行うということも一般的に行わ

れています。

運用の改善に関しては、立法と近い部分はありますけれども、会長声明や会長談話というものもよく出てくるところです。よく知られているものとしては、死刑が執行されたときの会長声明、会長談話だろうと思います。

そのほか、最高裁と日弁連の間での定期的な協議会を行ったり、法務省や法テラスとの間での協議会も行われていて、運用の改善がなされているところです。

他にロビーイング活動があります。日弁連や日本弁護士政治連盟の弁護士が国会議員などのところに足を運んで、政策をお話して支援、支持を求めるという活動も行っています。

このような法制度や運用の改善に向けた弁護士や弁護士会の活動をご覧になって、どんなふうに評価されているのか。期待や、あるいはこのようにした方がいいというようなポイントがあれば、ぜひご指摘をいただければと思います。

**加藤：**もっと立法提案を弁護士会として押し出していくということを考えてもいいと思いますね。弁護士会が日常の事件を通じて問題だと考えているところは、立法事実ありと推定されます。損害賠償制度関係の意見書を出し、立法提案につなげていく活動などはとても意味のあるものだと思いますね。

**日下部：**最近だと日弁連が出た違法収益移転制

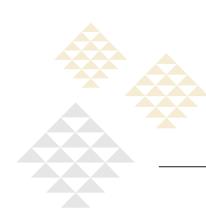
度とか。

**加藤：**そうです。慰謝料の額の問題もそうです。東京地裁にいた頃、民事部裁判官有志で、マスメディアによる名誉毀損のケースで高額の慰謝料が認定される案件はどういう特色があるかを調べたことがあり、『ジュリスト』1209号（2001年）63頁に載っています。慰謝料の少ない事例は責任論で止まってしまって損害立証にはあまり力が入っていないものが多い。これに対して高額の判決が出ているものは、そこをかなりしっかり主張立証している。これだけのダメージがあってこの仕事を失ったとか、メンタルを病んでどのようになった、ということを丁寧に主張立証し、それが奏功すれば、高い慰謝料は出る。これがそこでの研究結果なのですけれども、そういうことも含めた立法提案というのは意味があるように思いますね。

また、外に向けての立法提案だけでなく、内に向けての提案ももっとあってもよいのではないか。弁護士職務基本規程の改正などです。それに関連して、弁護士の懲戒に加えて会が行う指導というのがありますね。弁護士法に規定はないものですから、単位会に会則があればできるけれども、会則を作っていない場合にできるかどうかという議論があります。

いきなり懲戒を打つよりも、その前に注意勧告を挟んだ方がなだらかな指導監督規制になるよう





に思うので、その辺りも議論する余地があるのでないかと思います。

**日下部**：なるほど。対内的なルールということを言うと、日弁連とか弁護士会が持っているルールって本当に山程ありますし、その改正が議論されるということは年中行われているんです。ただ、弁護士職務基本規程の改正は弁護士自身の生活に直結するので、何か少し抽象的なルールでも、それがどう変わって転んでしまうのか怖いというリアクションを受けやすいのかなという気もするんです。

**山本**：私は法制度の改善においても、運用の改善においても、弁護士の皆さんのが非常に大きいということを強く感じました。

改正の分野で私が最初に関わったのは法制審議会の倒産法部会だったんですが、田原睦夫弁護士とか才口千晴弁護士とか、その後最高裁判事になったような方々が弁護士会推薦の委員として出ておられた。その発言の影響力とか実際の法改正の条文に与えた影響は非常に大きいものがあり、しかもその議論は非常に建設的な形で行われていました。

かつて三ヶ月章部会長が、やはり弁護士を巻き込まないと手続法の改正は絶対うまくいかないんだということを強く法務省と最高裁に言われて、弁護士を実質的な議論に関与させるようになったのが非常に大きいですね。それまでは弁護士を結構蚊帳の外に置くような形で立法をやっていたのが、弁護士を巻き込んでいくようになって。実際に日下部先生にはIT化の関係で大活躍をいただいたわけで。

ただ、他の部会に行ってみると必ずしもそうではないと。刑事関係の部会が特にそうなんですが。

弁護士会の推薦のやり方もやっぱり問題がある。力量のある建設的な議論ができる人を送り込んでくれると非常に良い議論ができるわけですが、中にはある種の年功序列みたいな、法制審議会なんて名誉職ですからみたいなことを言う人もいて。

**加藤**：勲章につながるという話を聞いたことがあります。

**山本**：座っているだけでは何の意味もないわけですからね。弁護士の重みというのは時と場合によってかなり違うと思いました。

それからもう1つ運用について言わせていただくと、これも私が学者になった直後に審理改善運動というのが行われていて、この中の弁護士の役割というのは非常に重いものがありました。私が研究会で一緒にしたのが那須弘平先生。後に最高裁の裁判官になられました。

**日下部**：二弁の先生ですね。

**山本**：他にも何人かの弁護士の先生方が非常に中心的な活動をされて。『判例タイムズ』を主戦場として、いろいろな提言を出されて、それが大きな影響力を与えて。最終的にはそれが民訴法の改正までつながっていました。その熱気というのはすごかったです。「このままだと日本の訴訟制度はだめになるんだ」という非常に強い危機感に突き動かされて、実践的な運動を多くの弁護士さんを巻き込んでやっておられるというありました。もちろん裁判所もそれと呼応しながら動いていったということはあったと思うんですが。

ただ、私は最近、裁判の迅速化の検証というものに関わっていて、地方に行って裁判所とか弁護士会の話も伺ったりするんですけども。IT化、デジタル化の中でいろいろな取り組みは行われていますが、それを浸透させていくことが非常に難しいということがよくいわれます。その理由は、弁護士の方がなかなか前向きに動かれないというか、全体の改善が進展しないというお話を聞くこともありますから、この点は残された課題と感じます。

## 6 これからの弁護士に求められるもの

**編集部**：最後に、新人、若手へのメッセージやアドバイスをいただけますでしょうか。

**加藤**：今、弁護士になろうとこの業界に新規参入してくる人はとても見通しが良いと思います。リーガルニーズというのは常にあります。し



かもこういう世の中の動きが激しい時代ですから、ブルーオーシャンが広がっている。

それにこれから団塊の世代がどっと引退していくんですよ。活躍の場面はこれまでの10年、20年よりは多く広がっています。そのためにはやはり力を付けることが先決で、先に申し上げましたように資格取得までに費した勉強時間が少なくなっているということを自覚して、事件を通してオン・ザ・ジョブで自分として力を付けて、それを蓄積して、ストックとしてためていって自分の頭の中で知的なネットワークを作っていく。こういうことを自然にできるようになることが大事で、そうした心掛けで仕事をしていくには必ず道が開けると思います。

**山本：**おそらく現在の弁護士、弁護士会は大きな転機を迎えているということが言えますよね。若い方々との関係では、やはり生成AIの技術ですね。これが今後おそらく社会全体の在り方を変えていくと思います。法律の世界というのは基本的には言語、論理による世界ですから、大きなインパクトを与えていくことは間違いないと思います。

私は、弁護士の仕事はAIが隆盛しても、なくならないと思います。ただその仕事の在り方、求められる機能というのは大きく変容する可能性があると思います。それは見方によっては危機でしかれども、見方によってはチャンスであるといえます。

純粋な知識とか、そういうものはAIに打ち込めばすぐ教えてくれる。知識ではおそらく勝負できることになってくる。

そこで何が人間としての弁護士に求められているのか。研修においてもそういうことを涵養していくようなものが求められていくのかなと。我々法科大学院や大学も変わっていくんだろうと思います。

**日下部：**ありがとうございます。世の中がものすごく大きな転機を迎えるときというのは時々回ってくると思うんですけれども、その多くは例えば戦争など人間の営みの中から発生してしまうものだと思うんです。今の時代は、おそらく人間の歴史の中でもぱつりぱつりとしかあまり来ない大転

換がこの数十年の中で2つは来たんだと思っています。

1つはインターネットの普及ですね。これでもう人間の生活ががらりと変わった。もう1つは、生成AIの発展で、インターネットの普及に匹敵するぐらいのインパクトがあることなんだろうと考えています。この2つがわずか数十年の間隔で生じていて、自分が人生の中でその両方を体験できる世代に生まれたというのは、稀有なことではないかと思っています。

考えてみると、インターネットが普及し始めたときに様々な産業が影響を受けて、アメリカで経済を牽引する企業はそこから生まれ出た企業なわけですけれども、同じような変化はAIの分野からも出てくるということは当然あるんだろうと思います。

そういう大きな変化を、人によってどう捉えるのかの感度の違いはかなりあって、これを大きなチャンスである、あるいは変革に耐えるために何かしなければいけないと考えて行動する人と、あまり何も考えないで、普段の日常生活の変化としか受け止めないで時間を過ごしてしまう人と、両方いると思います。

こういう変化のときにはおそらく前者の方方が確実に大きな成長なり成果を得られるわけで、それが加藤先生がおっしゃったブルーオーシャンなんだろうと思うんです。自分が何の意識も持たないで知らぬ間にブルーオーシャンにいましたということはおそらくなくて、何も考えてなければずっとレッドオーシャンの中にいるだけで、厳しい競争環境から抜けることもできないということになると思います。今の若い先生方にはこういう変革のときに、どういうところに自分が向かっていくべきなのかというのを能動的に考えて行動してもらいたいなと思います。

自分が若いとはさすがにもう言いませんけれども、若い方々とも一緒に頑張っていきたいと思う次第です。

NF